

6 業務の内容

受託者は、民間主導のにぎわい創出や魅力向上を図るため、次の業務を実施する。

(1) 河川・公園占用事務等

ア 河川・公園占用等事務

使用する区域の管理者に対し、河川法、都市公園法その他法令に基づく許可申請を行い、対象区域の占用又は使用許可を得る。(別図の①エリアと②エリアの河川占用許可申請及び③エリアの公園使用許可申請)

河川敷地の占用許可に伴う占用料については、広島県河川区域内占用料等徴収条例(平成11年広島県条例第36号)に基づき、広島県が算定した額を納付すること。

③エリアについては、河川占用料を納付するため、公園使用料は発生せず「不徴収」となる。

イ 対象区域の美観の保持

対象区域の占用主体として、許可を受けた際の許可条件を遵守するとともに、日常清掃等やイベント等使用後に、現場の確認をするなど、対象区域がゴミの散乱や汚れ等のない美しい環境を保持するよう努める。

ウ 異常又は緊急時の対応及び①エリアの安全対策

対象区域内に違法物件や施設(柵、ベンチ等)の損傷等を発見した場合は、関係行政機関へ連絡するほか、河川増水等の緊急時には的確に情報を入手するとともに、水辺空間使用者や利用者への情報伝達体制を整え、万が一の緊急時には、利用者の安全、円滑な避難誘導に努める。

①エリア(本業務公示日現在、工事ヤードから復旧工事中)については、復旧工事後はアスファルト舗装となるため、利活用の際は自転車や歩行者などの通行人等の安全対策を講じること。また、夜間や利活用しない時は四方向から立ち入ることができないよう対策を取ること(例:柵の設置など)。対策が必要な箇所は別図のとおり。

エ その他

発注者から預かる分電盤等の鍵や備品については、適切な管理を行う。

(2) 水辺空間使用者の使用調整

対象区域の使用方法、使用料金、使用可能時間、審査基準等を設定し、これらを記載した使用案内を広く周知して水辺空間使用者を募り、その者に対象区域を使用させることにより、にぎわいを創出する。このための受付場所(事務所)を設置し、現地案内等を含む水辺空間使用者等からの相談対応、申請受付、審査、使用承諾、使用料金の徴収、管理等を行う。

使用料金や審査基準等については、使用ニーズや対象区域が公共空間であることを考慮し、広島駅周辺地区の水辺空間利用に当たっての基本ルール(資料1)を踏まえた上で設定し、発注者の承諾を得るものとする。

また、水辺空間使用者に対しても、占用主体として許可を受けた際の許可条件を遵守させるとともに、使用期間中は対象区域を含む周辺がゴミの散乱や汚れ等のない美しい環境を保持するよう指導する。

水辺空間使用者から徴収した使用料金については、受託者の収入とし、受託者はこれを河川占用料、区域内の日常清掃等の維持管理、水辺空間使用者の適正な使用のための指導監督その他使用調整事務、イベントや修景等の実施による良好な水辺空間の保全・創出を図るための運営費に充当する。

(3) 直営イベント等の実施

自らが主催者となり、対象区域の一体的なにぎわい創出につながるイベントや魅力向上に資する環境整備(例:ライトアップや修景等)を実施する。

イベント等の実施にあたっては、通行人や利用者の安全に十分配慮し、必要に応じて、警備員の配置や損害保険等の加入を行うものとする。

また、地域と連携したイベントや環境整備にも取り組む。

(4) 広報・PR

水辺空間使用者を募るため、使用案内等を作成し、効果的、積極的に広報・PRを行う。また、イベント等実施に当たり、地元の住民はもとより、より多くの市民や観光客に対象区域を訪れてみたい、利用したいと感じてもらうための効果的な広報・PRを行う。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

イベント等の実施にあたっては、「広島県におけるイベントの開催条件について」や「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」に基づき、開催時の状況に応じた新型コロナウイルス

ス感染症拡大防止対策を適切に行うこと。

密を避けながら、出来立ての料理を楽しむことのできるキッチンカーを積極的に活用すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、イベントの開催自粛や外出自粛要請が発出され、プロポーザル時に提案した内容が実施できない場合を想定し、Web上のコミュニケーションツールを用いたイベントやワークショップなど、実施可能な代替提案を用意しておくこと。

また、イベント等実施に当たっては、社会状況を踏まえ、発注者と受託者で協議の上、実施すること。

(6) アンケートの実施

本業務の効果を検証するため、発注者とも協議の上、水辺空間使用者や直営イベント等の利用者等を対象とした適切なアンケート項目を設定し、都度、アンケートを実施すること。アンケート項目は事前に発注者の承認を得ること。

7 実施報告等

(1) 実施計画書

受託者は契約締結日から10日以内に実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 実施報告書

事業の実施結果（水辺空間使用者の使用調整及び利用者数等実績、主催イベント等の利用者数等実績、使用料金とその充当先の収支実績、委託料の収支実績、アンケート結果等）を取りまとめた実施報告書を作成し、発注者へ提出すること。

8 業務を進める上での留意事項

(1) 採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。

(2) 本業務の実施に際し、関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行い、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。

(3) 地域団体やまちづくり団体と連携を取り、地域の活性化に資するよう努めること。

(4) 本業務において、河川占用許可を受けることができる施設は、テント、テーブル、椅子、ワゴン、キッチンカーなどイベント実施等に伴う仮設物等である。

(5) イベント等に係る電気料金や、水道設備等を使用する場合の実費については受託者が負担するものとする。なお、受託者が必要に応じ、水辺空間使用者から電気料金や水道料金を徴収することを妨げない。

(6) 毎月月末までに、翌月以降の計画及び当月の実施結果の速報を発注者及び河川管理者に情報提供すること（イベント開催の日程やキッチンカー等の誘致状況など）。

(7) 緊急時など現場へ迅速に駆けつけることができる体制であること。

9 その他

(1) 受託者は関係法令、河川占用や公園使用に係る許可条件等を遵守するとともに、水辺空間使用者に対しても当該許可条件等を遵守させること。

(2) 本業務から知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守すること。なお、本契約終了後も同様とする。

(3) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。なお、本業務終了後も同様とする。

(4) 本業務における発注者及び受託者間の打合せは、業務着手時のほか必要に応じて適宜行う。

(5) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。

10 参考

資料1：広島駅周辺地区の水辺空間利用に当たっての基本ルール

資料2：「美しい川づくり」将来ビジョン

資料3：河川敷地の占用許可について

資料4：河川法（抜粋）

資料5：河川占用の手続き等（抜粋）

資料6：都市公園法（抜粋）

参考：広島県土木局長通知